

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2 件

厚生年金関係 2 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

厚生年金関係 9 件

第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は平成13年9月6日であると認められることから、申立期間②について、厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を同年9月6日に訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、14万2,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和52年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成10年8月1日から11年1月5日まで
② 平成13年8月13日から16年4月1日まで

私は、平成10年8月にA社（当時は、B社）に入社し、17年8月まで勤務していたが、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が確認できないことが分かった。

勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち平成13年8月13日から同年9月6日までの期間（以下「申立期間②の一部期間」という。）については、オンライン記録上、A社は、同年8月13日に一旦厚生年金保険の適用事業所ではなくなり、16年4月1日に再度適用事業所となっていることから、申立期間②の一部期間において適用事業所ではないことが確認できるところ、申立人は、13年9月6日付けで、この時点で既に入力処理されていた同年10月の定時決定の記録を取り消され、同年8月13日に遡及して当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、16年4月1日に再度同資格を取得していることが確認できる。

しかし、商業登記簿謄本によると、A社は、申立期間②の一部期間を含む平成13年8月13日から16年4月1日までの期間において、法人の事業所として存続していたことが確認できるほか、当該事業所の事業主は、

「厚生年金保険の適用事業所ではなかった期間も事業は継続して行っていた。」と回答していることから、申立期間②の一部期間において、当該事業所は、厚生年金保険の適用事業所としての要件を満たしていたと認められる上、雇用保険の記録によると、申立人は、申立期間②の一部期間を含む11年1月5日から17年8月14日までの期間において、当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成13年8月13日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、当該遡及喪失処理日である同年9月6日であると認められる。

なお、申立期間②の一部期間に係る標準報酬月額については、申立人に係るA社における平成13年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、14万2,000円とすることが妥当である。

一方、申立期間①については、当該期間の一部を含む平成10年6月1日から同年12月27日までの期間においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の証言から、申立人は、少なくとも当該期間の一部において、当該事業所に勤務していたことが推認できるものの、当該事業所の事業主は、「申立人の入社時期は不明であるが、当社には3か月の研修期間があったので、申立人については、記録どおり平成11年1月に厚生年金保険に加入させた。加入させる前は、保険料を控除していない。」と述べている上、オンライン記録によると、申立期間①及びその前後の期間において当該事業所に係る被保険者記録が確認できる複数の者は、正社員になるまで数か月の期間があった旨回答しているところ、これら複数の者が記憶している入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日は異なっているほか、そのうちの一人は、「先輩と、正社員になったら保険料を控除されるので給与が減るという話をしたことを覚えているので、それまでは控除されなかったと思う。」と証言していることから、当該事業所は、必ずしも入社と同時に厚生年金保険の加入手続を行っていたわけではなく、加入手続を行うまでの間は厚生年金保険料を控除していなかった状況がうかがえる。

また、申立期間②のうち平成13年9月6日から16年4月1日までの期間については、前述のとおり、A社は、当該期間を含む13年8月13日から16年4月1日までの期間において、厚生年金保険の適用事業所の要件を満たしながら、適用事業所とはなっていない一方、雇用保険の記録により、申立人は、当該期間において当該事業所に継続して勤務していたことが確認できる。

しかし、A社の事業主は、「経営困難のため全員の社会保険の資格喪失手続を行ったが、厚生年金保険の適用事業所ではなかった期間において、

厚生年金保険料を給与から控除していない。」と述べている上、申立期間②当時、当該事業所に係る事務を担当していたとする者も同様の証言をしているほか、当該事業所から提出された申立人に係る源泉徴収簿兼給料台帳によると、少なくとも当該期間のうち平成 16 年 1 月分から同年 3 月分までの給与からは厚生年金保険料が控除されていないことが確認できる。

このほか、申立期間①及び申立期間②のうち平成 13 年 9 月 6 日から 16 年 4 月 1 日までの期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び申立期間②のうち平成 13 年 9 月 6 日から 16 年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を44万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から10年3月31日まで

私のA社に係る厚生年金保険の記録を確認したところ、標準報酬月額が9万8,000円になっていることが分かったが、当時は45万円の給与を支給され、当該額に相当する標準報酬月額に見合う保険料を控除されていたので、申立期間の標準報酬月額を適正な額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録において、申立期間に係る標準報酬月額は、当初44万円と記録されていたところ、申立人がA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失した日（平成10年3月31日）の後の平成10年4月3日付けで、9年10月の定時決定の記録を取り消された上、申立人が被保険者資格を取得した同年4月1日に遡って9万8,000円に引き下げられていることが確認できる。

しかし、申立人から提出された平成9年5月分及び同年10月分の給与支給明細書並びに雇用保険受給資格者証により、申立期間のうち少なくとも当該2か月及び離職前6か月において、標準報酬月額44万円に相当する給与が支給されていたことが確認又は推認できる上、当該遡及訂正処理について年金事務所は、「滞納処分票等の資料が保管されておらず、当時の担当職員に聴取しても、A社との対応については確認できなかった。」と回答しているものの、A社の元事業主は、「当時、厚生年金保険料を滞納していたので、社会保険事務所（当時）から代表者印を持ってくるようにと呼び出され、担当職員から、保険料を減額する方法があると言われた

ことを覚えている。その時、何かの書類に署名及び押印をした可能性が高く、その後は何も言ってこなかったのも、それによって、滞納保険料が解消したのではないか。」と証言している。

さらに、申立人は、自身が提出した給与支給明細書の所属欄に「役員」と記載されていることについて、「当初は役員との約束で入社したが、退職するまで役員として登記されなかった。社内ではB職と呼ばれていたが、名ばかりの役職だった。」と主張しているところ、i) 商業登記簿謄本によると、申立人がA社の役員であったことは確認できないこと、ii) 雇用保険の記録から、申立人は、当該事業所において雇用保険に加入していたことが確認できること、iii) 申立期間において、当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で、C事務を担当していたとする者は、「申立人は、D職ではなく、E業務担当で、経理関係には携わっていなかった。」と回答していること、及びiv) 元事業主は、当該遡及訂正処理について、「申立人には話していない。」と述べていることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、当該遡及訂正処理を行う合理的な理由は見当たらないことから、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間に係る標準報酬月額は、当初記録されていた44万円に訂正することが必要である。

長崎厚生年金 事案 1244 (事案 552、802 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 2 月 17 日から同年 9 月 4 日まで

私は、申立期間において、A社のB丸の船員として勤務していたのに、船員保険被保険者記録が確認できないことから、申立期間に係る年金記録確認の申立てを2回行ったが、いずれも認められなかった。

しかし、前回の申立てにおいて、私が提出した乗船履歴証明書の記載内容や、申立期間の一部の期間に入院したときに看病してくれた姉の証言について正しい判断がされていない上、複数の者に事情を聴取したとのことだが、同じ船に乗っている者でなければ証言はできないと思うので、再調査し、申立期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人から提出された昭和 45 年に当時の運輸省船員局長が証明した乗船履歴証明書では申立人が申立期間に乗船していたことが確認できない上、申立期間においてA社に係る船員保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、いずれも申立人を覚えておらず、申立人が、申立期間において、同社に勤務していたことが特定できないほか、申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることができなかつたことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 4 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、A社のB丸に乗船していたとき、病院に入院した際に看病した者(申立人の姉)及び当該船舶と一緒に乗っていた者を思い出したとして再申立てを行っているが、申立人の姉は、「病院名までは覚えていないが、申立人は、昭和 36 年 6 月頃に入院したと思う。しか

し、そのとき、申立人がどこの船に乗っていたのかは分からない。」としている上、申立人が新たに思い出したとする同僚の所在は不明であり、事情を聴取することができなかったことなどから、これについても、既に当委員会の決定に基づき、平成23年1月27日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、乗船履歴証明書の記載内容や姉の証言について正しい判断がされていない上、同じ船に乗っていた者でなければ証言できないはずであるとして、3回目の申立てを行っている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成19年7月10日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

本事案は、国の年金の記録では確認できないが、申立人は申立期間において船員保険被保険者であったというものであり、当時申立てどおりの船員保険被保険者資格喪失届が提出されたこと、船員保険料が控除されていたことなどを直接証明できる資料が無い中で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の矛盾が存しないか、事業主が申立期間について前述の船員保険被保険者資格に関して適切な届出を行っていたか、申立人が申立期間において保険料を控除されていたかなどを関連資料や周辺事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

申立人から提出された乗船履歴証明書の写しからは、申立人が申立期間において、A社のB丸の船員として乗船していたことが確認できないところ、申立人は、今回、新たに、「国土交通省に照会したところ、私が申立期間において乗船していた可能性があるとの見解を得た。」として、国土交通省の担当者名で発出された事務連絡文書を関係資料として提出しているものの、当該文書は、昭和36年2月17日から同年9月4日までの乗船履歴について、当時の記録が残っていないと断った上で、乗船履歴証明書に記載されている履歴のほかにも乗船履歴が存在する可能性について言及しているに過ぎず、具体的に乗船期間、船舶名及び船舶所有者が記載されていないことから、申立人が申立期間において当該船舶に乗船していたことを証明するものとは言えない。

また、申立人の姉に再度照会したところ、当該姉は、「申立人は、昭和36年6月頃にC病院に入院し、その際、船員保険を利用した。当時乗船していた船舶名はB丸である。」と回答し、申立人は、今回、新たに、昭和43年8月27日に医師の検査を受けた際の健康証明書の写しを提出した上で、当該健康証明書のその他の所見欄の記載により36年6月頃に入院したことが確認できるとしているものの、これらの回答及び資料によって

も、申立人が、申立期間当時、船員保険による疾病給付を受けていたことまでは確認できない。

さらに、申立人は、B丸に乗船していた者の証言を得るよう主張しているが、申立期間当時のD県において船員保険を適用されていたA社に係る船員保険被保険者名簿は、船舶別に管理されていないため、当該船舶に乗船していた船員を特定することができず、これまでの申立てにおいて、既に、申立期間及びその前後の期間に当該事業所に係る船員保険被保険者記録が確認できる多数の者に事情を聴取しているにもかかわらず、申立人と同じ船に乗っていたという証言は得られない一方、前述の被保険者名簿及び申立人の船員保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）により確認できる当該事業所に係る船員保険被保険者記録は、オンライン記録と一致しており、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらない。

加えて、当時の事業主及び役員は死亡又は所在不明であり、A社の後継事業所は、申立内容については全て不明としているほか、前述のとおり、A社に係る船員保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、申立人の申立期間における勤務実態が確認できず、船員保険料の控除の事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

したがって、申立人は、船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、D船（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）による改正前の船員保険法（以下「旧船員保険法」という。）第34条第1項第2号イ、ロ、ハ以外の漁船）に乗り組む船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年6月10日から48年5月20日まで

私は、申立期間において、A氏が所有するB丸にE職として乗船していたが、船員保険の記録によると、当該期間に係る船舶所有者は「F」、被保険者期間は「昭和47年7月1日から48年5月15日まで」、船舶の種類は「C船（旧船員保険法第34条第1項第2号イ、ロ、ハの漁船で運搬船を含む。）」となっていることが分かった。

しかし、船員手帳により、申立期間に乗船していたことが確認できる上、B丸は大型の漁船であり、私の職種もE職であったので、申立期間をC船ではなく、D船に乗り組んでいた船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された船員手帳によると、申立人のB丸に係る雇入日は「S47年6月〇日」（日にちは不明。G海運局H支局（当時）による確認日は昭和47年6月10日）、雇止日は「48年5月20日」、船舶所有者は「A」と記載されていることから、申立人は申立期間において、船舶所有者「A」のB丸に雇い入れられていたものと推認できる。

しかしながら、オンライン記録、及びH県内の船舶所有者が記載されている船舶所有者名簿において、船舶所有者「A」は船員保険を適用される船舶所有者であったことが確認できない一方、既に確認されている申立人の申立期間の大部分を含む昭和47年7月1日から48年5月15日までの

船員保険被保険者記録については、船舶所有者「F」に係る船舶所有者別被保険者名簿に記載されているところ、当該被保険者名簿において、最初に確認できる被保険者の資格取得日は、申立人の資格取得日と同日である上、当該船舶所有者名簿において、船舶所有者「F」は47年7月1日に船員保険を適用されていることが確認できることから、申立人が雇い入れられた同年6月10日時点では船員保険を適用されていなかったものと推認できる。

また、申立期間の一部において、船舶所有者「F」に係る船員保険被保険者記録が確認できる者で、B丸に乗船していたとする者から提出された船員手帳の写しによると、この者の雇入日及び雇止日と、前述の被保険者名簿におけるこの者の船員保険被保険者資格取得日及び資格喪失日とは異なっていることから、当該船舶所有者は、必ずしも雇い入れ及び雇い止めと同時に船員保険に係る手続を行っていたわけではなかった可能性がある。

さらに、申立人は、申立期間に乗船していた船舶の種別の相違についても申し立てしているところ、申立人から提出された船員手帳の写しによると、申立人のB丸に係る職務は「E職」と記載されていること、及び昭和47年8月18日に従業制限が、第3種（漁船特殊規則（昭和9年2月5日逓信省・農林省令）第5条に規定する業務に従事する漁船で運搬船を含む。）から第1種（漁船特殊規則第3条に規定する業務に従事する漁船）に変更されていることが確認できるほか、I協会（当時）が保管する昭和48年度の承認船名簿の写しにおけるB丸に関する記載内容、及び申立期間において船舶所有者「F」に係る船員保険被保険者記録が確認できる者で、B丸に乗船していたとする複数の者の証言から、少なくとも申立期間の一部において、B丸は漁船として操業していたことが推認できる。

しかしながら、当時の船員保険法において、被保険者の種別の変更は都道府県知事の確認によりその効力を生じることとされていたところ、船舶所有者「F」は、「B丸は運搬船として購入した後、改造して漁船として操業を行っていた。船員保険の届出については、当初は運搬船として届け出たと思うが、その後、船の種別を変更する手続をした記憶は無い。」と述べている上、当該船舶所有者に係る船舶所有者別被保険者名簿によると、記号欄には「*」、概況欄には「鮮魚運搬船」と記載されており、船舶の種別を変更した旨届け出た事跡は確認できない。

また、申立人から提出された給与明細書（支給対象日、会社名等は不明）によると、「保険料」として3万6,505円が控除されていることが確認できるところ、当該金額は、前述の被保険者名簿における申立人の標準報酬月額に見合う船員保険料の被保険者負担分（7,301円）の5か月分の合計額と一致するが、当時の船員保険法において、船舶の種別による保険

料率の差異は設けられていない上、前述のとおり、船舶所有者が船舶の種類を変更する届出を行ったことが確認できないことから、当該保険料がD船の船員に係る保険料として控除されていたとまでは判断できない。

このほか、申立期間において、船舶所有者によりD船に乗り組む船員保険被保険者として船員保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人がD船に乗り組む船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

長崎厚生年金 事案 1246 (事案 552、803 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 31 年 3 月 22 日から 32 年 8 月 7 日まで

私は、申立期間において、A社のB丸に乗船していたのに、船員保険ではなく、厚生年金保険の被保険者となっていることに納得できないので、当該期間に係る年金記録確認の申立てを2回行ったが、いずれも認められなかった。

しかし、申立期間において、船員保険料が私の給与から控除されていたことを証言してくれる同僚を新たに見つけたので、再調査し、当該期間を船員保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、A社に係る厚生年金保険又は船員保険被保険者記録が確認できる複数の者（申立人が覚えている同僚を含む。）に事情を聴取しても、申立人がB丸の船員として勤務していた期間を特定できない上、当該船舶に乗船していた全ての船員が船員保険に加入していた事実をうかがわせる回答を得ることはできなかったほか、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者の回答により、同社は何らかの事情により本船に乗っていた船員を含む一部の船員を厚生年金保険に加入させていた可能性がうかがえることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 4 月 28 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、B丸と一緒に乗船していたとする同僚の氏名を新たに挙げるとともに、申立期間を含む期間に係るその者の船員手帳の写しを提出し、再申立てを行っているが、当該同僚に事情を聴取しても、申立人が当該船舶に乗船していた期間を特定できず、事業主による船員保

除料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることができなかったことなどから、これについても、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 1 月 27 日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「私は、昭和 31 年 3 月 22 日から同年 8 月 10 日まで、C 船団 B 丸所属の運搬船である D 丸に乗船し、その後、本船である B 丸に転船した。当時、30 トン未満の漁船の乗組員は船員保険に加入できなかったため、D 丸に乗船時は厚生年金保険に加入していた可能性があるが、B 丸に転船後は船員保険被保険者となっていなければおかしい。」として、再度申立てを行っている。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

本事案は、国の年金の記録では厚生年金保険被保険者となっているが、申立人は申立期間において船員保険被保険者であったというものであり、当時申立てどおりの船員保険被保険者資格取得届及び喪失届が提出されたこと、船員保険料が控除されていたことなどを直接証明できる資料が無い中で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の矛盾が存しないか、事業主が申立期間について前述の船員保険被保険者資格に関して適切な届出を行っていたか、申立人が申立期間において船員保険料を控除されていたかなどを関連資料や周辺事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

申立人が今回新たに挙げた同僚は、「私は、申立期間を含む期間において、C 船団 B 丸所属の E 丸に乗船していたが、申立人は、D 丸に乗船後、B 丸に移り、昭和 32 年 8 月 7 日に船団が解散になるまで一緒に勤務したと思う。同日まで、申立人の給与から船員保険料は控除されていた。」としているものの、当該事実を確認できる関連資料は無い一方、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録が記載されている厚生年金保険被保険者台帳（いわゆる「旧台帳」）により確認できる記録は、オンライン記録と同じ厚生年金保険に係る記録となっており、当該事業所に係る船員保険被保険者名簿において、申立期間及びその前後の期間に申立人の氏名は確認できず、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらない。

また、申立人自身が述べているように、申立期間当時、総トン数 30 トン未満の漁船の乗組員については、船員保険の被保険者となる船員とはされていなかったところ、A 社に係る厚生年金保険又は船員保険被保険者記

録が確認できる複数の者の証言により、少なくともB丸は、船員保険の適用対象となる30トン以上の漁船であったと考えられるものの、事情を聴取できた者のうち申立期間において当該船舶に乗船していたと回答している者は、当該乗船期間の一部が厚生年金保険被保険者期間となっており、乗船の実態どおりに事業主から厚生年金保険及び船員保険への加入手続が行われていなかった可能性がある。

さらに、A社は既に船員保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在不明で事情を聴取することができず、申立期間に係る船員保険料の控除の事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

したがって、申立人は、船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 7 月 1 日から 14 年 10 月 31 日まで
ねんきん定期便によると、私が A 社で勤務していた期間について、給与が手取り 25 万円だったのに、標準報酬月額が 18 万円になっているので、正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された預金取引明細照会によると、申立期間において、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高い額の給与が振り込まれていることが確認できる。

しかし、A 社の当時の事業主は、「給与計算も含め、全て社会保険労務士に任せていたので、申立人に関して届け出た報酬月額、保険料控除額及び保険料納付額については不明である。」と述べているところ、同社が当時委託していた社会保険労務士事務所において、当時 A 社を担当していたとする者は、「当時の資料は保管していないが、記録どおりの届出を行い、控除額も届出に見合った額であった。給与振込額と標準報酬月額が相違している理由は分からない。」と述べている。

また、オンライン記録上、申立期間及びその前後の期間において、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で、申立人と同じ職種であったとする複数の者の標準報酬月額は、申立人とほぼ同額であることから、申立人の標準報酬月額のみが特に低い額であるという状況はうかがえない上、このうち事情を聴取できた二人は、実際の給与額が標準報酬月額より高かった旨証言しているものの、厚生年金保険料の控除額までは覚えていないことから、申立期間において、申立人がその主張する標準報酬月

額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる回答を得ることはできなかった。

さらに、オンライン記録上、申立期間の標準報酬月額について不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立期間②及び③における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 8 月 23 日から 61 年 8 月 19 日まで
② 平成 14 年 1 月 31 日から 17 年 9 月 1 日まで
③ 平成 18 年 3 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

私は、申立期間①において、A社（現在は、B社）にC職として、申立期間②において、D社（現在は、E社）にF職として、申立期間③において、G社にF職として、それぞれ勤務していた。

年金の記録によると、申立期間に係る標準報酬月額が、実際に受け取っていた給与よりも低い額になっているが、所持している預金通帳及び家計簿により、当時の給与額が確認できるので、申立期間に係る標準報酬月額を正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人から提出された預金通帳の写しにより、当該期間の一部において、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高い額の給与が支給されていたことが確認できる。

しかし、申立人から提出された昭和 57 年分、58 年分及び 59 年分の給与所得の源泉徴収票並びに 60 年分及び 61 年分の所得税の確定申告書の控えによると、社会保険料の控除額は、申立期間①に係るオンライン記録上の標準報酬月額に基づく健康保険料及び厚生年金保険料並びに給与支給額に基づく雇用保険料の合計額とおおむね一致している上、申立期間①の一部においてA社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者から提出

された 58 年 4 月分から 60 年 4 月分まで（昭和 58 年 5 月分を除く。）の給料支払明細書によると、当該期間における厚生年金保険料控除額は、この者の当該期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料とほぼ一致していることが確認できる。

また、申立期間①の一部を含む期間において A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で、H 業務を担当していたとする者は、「男性社員の給与については、給与明細の控除の欄にマイナスの金額を記載し、その分を増額して支給していたと思う。」と述べているところ、B 社は、「資料は現存しないため、申立人に関して届け出た報酬月額、保険料納付額及び保険料控除額については不明であるが、申立期間①当時は総報酬制ではなかったので、毎月の給与額を低く、賞与額を高くするよう調整していた。それが良いということで社員も理解していたと思う。」としている。

さらに、申立人の A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票により確認できる申立期間①の標準報酬月額は、オンライン記録と一致しており、当該被保険者原票を見ても、申立人の標準報酬月額について、不自然な記録訂正が行われた形跡は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立期間①について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②については、申立人から提出された平成 14 年分、15 年分及び 16 年分の給与所得の源泉徴収票（事業所印なし）、当時申立人が居住していた市の市民税課宛てに提出したとする 17 年分の所得に関する文書並びに申立期間②の一部に係る給料明細（データとして残っていたものを出力したもの）によると、申立期間②において、オンライン記録上の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料よりも高い保険料が控除されていたことが確認又は推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、申立期間②の標準報酬月額が不自然に訂正された形跡は見当たらない上、E 社は、「関係資料は保存しておらず、申立人に関して届け出た報酬月額、保険料控除額及び保険料納付額については不明である。申立人は、当初 I 職であったが、しばらくして本社の F 職として登用し、その後はずっと F 職を担当させていた。」と回答しているところ、申立人も、「私は、申立期間②当時、F 職の担当であった。」と述べていることを踏まえると、申立人は、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）第 1 条第 1 項ただし書に規定される「保険料納付義務を履行していないことを知り、又は知り得る状態であったと認められる場合」に該当すると認められることから、申立期間②については、上記のとおり、特例法第 1 条第 1 項ただし書により記録を訂正することはできない。

申立期間③については、オンライン記録によると、申立人の資格取得時（平成18年3月1日）の標準報酬月額は、当初36万円と記録されていたものの、直後の平成18年3月22日に9万8,000円に訂正されていることが確認できる。申立人のG社に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び同取得届（訂正分）により、標準報酬月額を36万円から9万8,000円に訂正する旨の届出が実際に行われたことが確認できる。

また、G社は、「記録どおりの訂正に係る届出を行い、記録どおりの標準報酬月額に基づく保険料を控除し、納付した。申立人はF職の部長であり、訂正の理由は不明であるが、当該訂正も申立人自身が行った。」と回答しているところ、申立人は、「F職の部長として入社した時、既に保険料の滞納があり、社長から相談を受け、経費を減らすために、社長と社長の母親と私の標準報酬月額を最低額に下げた。」と述べている上、当該事業所に係る滞納処分票の事跡によると、申立期間③当時、申立人は当該事業所に係る保険料納付の交渉の責任者であったことが確認できることから、申立人は、当該事業所における厚生年金保険料の支払い等について直接的に関与し、又は知り得る立場にあったものと認められる。

なお、G社から提出された平成18年分賃金台帳の写し及び申立人から提出された預金通帳の写しによると、申立期間③において、オンライン記録上の標準報酬月額よりも高い額の給与が支給されていることが確認できるものの、控除されている厚生年金保険料については、当該オンライン記録上の標準報酬月額に基づく保険料であることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が、自らの標準報酬月額の記録訂正処理に関与しながら、当該減額処理が有効なものではないと主張することは信義則に反しており、申立期間③について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 6 月 11 日から 53 年 1 月 1 日まで
② 昭和 53 年 8 月 1 日から 54 年 4 月 1 日まで

父は、昭和 52 年 6 月に前の会社を退職後、A 社又は B 社に、54 年 3 月まで勤務していたが、父の厚生年金保険の記録を確認したところ、申立期間に係る記録が無いことが分かった。

父が持っていた A 社の名刺も有り、国民健康保険への加入が昭和 54 年 4 月 1 日からとなっているので、それまでは継続して勤務していたと思う。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

(注) 申立ては、申立人の子が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の子から提出された申立人の名刺の写しにより、期間は特定できないものの、申立人は、A 社に勤務していたものと推認される。

しかし、オンライン記録によると、A 社は昭和 53 年 10 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①及び申立期間②の一部の期間においては、適用事業所ではなかったことが確認できる上、同年 10 月 1 日から申立期間②の終期である 54 年 4 月 1 日までの期間において、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者は死亡又は所在不明等により、いずれも事情を聴取することができない。

また、申立期間において、B 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者に事情を聴取しても、いずれも申立人を覚えておらず、申立人の当該期間における勤務実態を特定できない上、既に確認されている

申立期間①と②の間にある申立人の同社に係る厚生年金保険被保険者記録は、雇用保険の加入記録（離職日の翌日が厚生年金保険被保険者資格喪失日）と一致しているほか、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者のうち、雇用保険の加入記録が確認できた二人についても、厚生年金保険の被保険者資格取得日と雇用保険の被保険者資格取得日は一致している。

さらに、申立人の子は、「父は、56歳からは年金をもらって悠々自適な生活を送ると言っていた。」としているところ、オンライン記録により、申立人が、B社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和53年8月1日に老齢年金の受給権を取得し、同年11月30日付けで裁定されていることが確認できることについて、C年金事務所は、「年金が裁定されてから支給されるまでに3か月程度の期間が必要であることを考慮すると、申立人は、56歳の誕生日を迎えた頃から年金を受給しており、申立人の子の証言と一致している。」としている上、当時の厚生年金保険制度において、老齢年金の受給権発生後に厚生年金保険の被保険者資格を取得した場合、当該受給権は消滅することとなり、仮に申立期間②において、被保険者資格を取得していたとすれば、前述の同年11月30日の裁定と矛盾することを踏まえると、申立人が、当該受給権取得日以降である申立期間②において、厚生年金保険の被保険者であったと認識していたとは考え難い。

加えて、A社及びB社に係る商業登記簿謄本を見ると、両社の事業主及び複数の役員の氏名が一致しており、前述の事情を聴取できた複数の者のうちの一人の証言を踏まえると、両社は、関連会社であったことが推認されるものの、当時の事業主及び役員は既に死亡又は所在不明により事情を聴取することができない上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びB社に係る被保険者原票を見ても、申立期間において、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できないほか、前述の事情を聴取できた複数の者からも、申立期間に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 11 月から 63 年 3 月 6 日まで
② 平成 5 年 10 月 5 日から 6 年 5 月 21 日まで

私は、昭和 57 年 11 月に A 社の第 1 回目の季節工として入社した。申立期間①は、半年間の勤務契約であったので、一度退職し、再度入社するということを繰り返しており、申立期間②も勤務していた。

しかし、入社当初から、社会保険料が給与から控除されていた記憶が有るが、申立期間について、厚生年金保険の記録が確認できなかった。

申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、雇用保険の加入記録により、申立人は、申立期間①のうち、昭和 59 年 3 月 31 日から同年 9 月 30 日までの期間、同年 10 月 28 日から 60 年 4 月 27 日までの期間、同年 5 月 21 日から同年 12 月 26 日までの期間、61 年 1 月 16 日から同年 7 月 15 日までの期間において、A 社に勤務していたことが確認できる。

しかし、申立期間①において、A 社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた複数の者のうち、当時同社の B 業務を担当していたとする二人は、いずれも、「当時、季節工の厚生年金保険加入については、希望者のみを加入させていた。」と述べているところ、これら複数の者のうち、申立人が一緒に同社に入社したとする同僚二人は、「私は、季節工として A 社に入社し、女性事務員に申告して厚生年金保険に加入した覚えが有る。」、「私は、季節工として A 社に入社し、入社時に事業所から厚生年金保険の加入の希望を聞かれたと思う。私は、保険証も必要だと思ったし、将来のことも考えて厚生年金保険に加入したが、

当時、季節工として勤務する者の中には、厚生年金保険に加入していない者もいた。」と、それぞれ述べている上、申立人が申立期間①において一緒の時期に同社に入社したとして氏名を挙げた者で、同社に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者の中には、同社に係る雇用保険の加入記録と厚生年金保険被保険者記録が一致していない者がいることを踏まえると、当該事業所は、申立期間①当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった状況がうかがえる。

また、A社は、「当社が保管している退職者名簿に申立人の氏名や勤務期間が確認できるが、当時の厚生年金保険に関する届出、保険料控除及び納付については、資料が無いので不明である。」としており、当時の事業主からも事情を聴取できなかったほか、前述の事情を聴取できた複数の者からも、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることができなかった。

申立期間②については、オンライン記録により、申立人は、平成5年10月5日にA社に係る厚生年金保険被保険者資格を喪失し、6年5月21日に同社に係る同資格を再取得していることが確認できるところ、当該資格喪失日及び取得日に係る記録は、雇用保険の加入記録（離職日の翌日が厚生年金保険被保険者資格喪失日）と一致している上、雇用保険受給資格者証の記録によると、5年10月4日の離職に基づく雇用保険の基本手当を6年5月21日に就職するまでの間、複数回にわたって受給していることが確認できる。

また、全国健康保険協会C支部から提出された申立人の健康保険被保険者記録によると、申立人は、申立期間②において、健康保険任意継続被保険者であったことが確認できる上、オンライン記録において、申立期間②は国民年金保険料納付済期間であることが確認できることを踏まえると、申立人は、申立期間②において、A社に勤務していなかったものと推認される。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 11 月 1 日から 33 年 12 月 1 日まで
② 昭和 33 年 12 月 1 日から 34 年 12 月 1 日まで

私は、昭和 32 年 11 月に知人の紹介でA社に入社した。その後、友人の誘いで、33 年 11 月に同社を辞め、B社C出張所に入社し、34 年 12 月に退職するまで勤務していた。

申立期間において、それぞれの事業所に勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と氏名及び生年月日が一致する者が、申立期間①の1か月後の昭和 34 年 1 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、同年 2 月 8 日に被保険者資格を喪失していることが確認できるところ、当該事業所に係る被保険者資格を同年 1 月 1 日に取得していることが確認できる者で事情を聴取できた複数の者のうちの一人が申立人を記憶していることから、期間は特定できないものの、申立人は、当該事業所に勤務していたものと推認される。

しかし、前述の被保険者名簿を見ると、A社は、昭和 34 年 1 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間①においては適用事業所ではなかったことが確認できる上、申立人が当時の上司であったと記憶する者を含む複数の者が同年 1 月 1 日に当該事業所に係る厚生年金保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

また、前述の事情を聴取できた複数の者が、昭和 34 年 1 月 1 日以前からA社に勤務していたと回答しているものの、前述の被保険者名簿におい

て、いずれも、同年1月1日以前の当該事業所に係る厚生年金保険被保険者記録は確認できない上、前述の事情を聴取できた複数の者のうちの二人は、それぞれ、「昭和28年9月から勤務していたが、会社は34年1月頃に社会保険に加入したと思う。当時は保険料を引かれない者は必ずしも加入しておらず、会社からは、健康保険と厚生年金保険の手続を行う際は保険料を引くという説明があった。私は、病院代が安くなると聞き、会社から最初に説明があったときに加入させてもらった。」、「私は、昭和33年頃に入社した。当初は、健康保険などは無かったが、途中で会社から説明があり、健康保険証をもらったことを覚えている。」と述べていることから、当該事業所の従業員は、申立期間①において、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった状況がうかがえる。

さらに、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主、役員、及び申立人が当時の上司であったと記憶する者は所在不明により事情を聴取できないほか、前述の事情を聴取できた複数の者からも、申立期間①に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

申立期間②については、申立期間②及びその後の期間においてB社C出張所に係る厚生年金保険被保険者記録が確認できる者で事情を聴取できた複数の者のうち、当該事業所のD業務を担当していたとする者は、「B社C出張所で厚生年金保険に加入していたのは事務担当者と各部門の班長の一部だけで、作業員は雇用保険には加入させていたが、厚生年金保険には加入させていなかった。作業員の給与から厚生年金保険料は控除していなかった。」と述べている上、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ると、申立期間②における厚生年金保険被保険者数は、10人前後で推移していることが確認できるところ、前述の事情を聴取できた複数の者の回答により、当該10人のうちの4人は事業主及び事務担当者であったこと、並びに当該事業所の従業員数は少なくとも20人以上であったことが推認されることから、当該事業所は、申立期間②当時、必ずしも全ての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではなかった状況がうかがえる。

また、B社は、「当時の資料が無く、申立人の在籍期間、保険料控除及び納付については不明である。」と回答しており、前述の事情を聴取できた複数の者の回答から同社C出張所と関連があったものと推認される複数の事業所及びB社C出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を見ても、申立人の氏名は確認できない上、同社C出張所に係る被保険者名簿において、申立人が当時の上司であったと記憶する者の氏名は確認できず、その者を特定することができないことから、事情を聴取できないほか、前述の事情を聴取できた複数の者は、いずれも申立人を覚えておらず、申立

期間②に係る厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月から 20 年 8 月まで

私は、昭和 56 年頃、年金を請求しようと思い、社会保険事務所（当時）に相談に行った時に、担当職員が機械で出力した紙を確認したところ、A社の記録が記載されていた。私が、「A社は、B地区で勤務していたところだが、なぜ記録が有るのか。」と尋ねると、担当職員は、「外地でも日本人の経営で厚生年金保険に加入していれば記録は有る。」と回答した。

しかし、ねんきん特別便を確認したところ、A社の厚生年金保険被保険者記録が無いことが分かったが、間違いなく、社会保険事務所の担当職員が機械で出力した紙には、同社の記録が記載されていたはずであり、記録が無いことに納得できないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真にA社の看板が確認できること、及び申立人の具体的な記憶から、申立人は、期間は特定できないものの、A社に勤務していたことが推認される。

しかし、申立人は、「A社は、B地区で設立された会社である。」と述べている上、C図書館相談係は、「D社が出版した『A社おぼえがき』（戦中の新聞記者の記録）によると、A社は、B地区において設立され、昭和 14 年 7 月 1 日に創業した後、20 年 8 月 15 日の敗戦によりE国側に窃取され、「F社」となったとされている。」としていることから、A社は、B地区において設立された事業所であったことが推認されることから、申立期間当時において、厚生年金保険法が適用されるのは「内地」である

日本国内の事業所のみであったことから、「外地」であるB地区において設立されたことが推認されるA社は、同法の適用が無かったものと考えられる。

また、A社として厚生年金保険の適用事業所であったことが確認できる同社G支社に係る健康保険労働者年金保険被保険者名簿を見ても、申立人及び申立人が覚えている複数の同僚の氏名は確認できない。

さらに、申立人が、「昭和 56 年頃、社会保険事務所の担当職員が機械で出力した紙には、A社の記録が記載されていた。」と主張していることについて、日本年金機構Hブロック本部I事務センターは、「昭和 56 年当時、機械で出力できたのは、厚生年金保険の被保険者資格記録照会回答票であり、当該回答票には事業所記号が記載されているが、事業所名までは記載されていない。当時は、被保険者記録を確認する場合、本人に職歴を書いてもらい、事業所記号と職歴を本人と確認し合っていたと思う。事業所名が記載された記録が機械で出力できるようになったのは、ずっと後になってからである。」としている。

加えて、前述のC図書館相談係の回答により、A社は既に解散しているものと推認される上、前述の申立人が覚えている複数の同僚及び申立人が同社の事業主であったとする者は、いずれも死亡又は所在不明等により事情を聴取できないことから、申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除の事実をうかがわせる回答を得ることはできなかった。

このほか、申立期間において、事業主により申立人の厚生年金保険料が給与から控除されていた事実をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。